

相談内容								
就労	ニート	ひきこもり	不登校	心・発達	いじめ	非行	虐待	その他
				○				
名称								
松阪市子ども発達総合支援センター								
対象者								
18歳未満の心身の発達に心配があるまたは障がいがある児童とその保護者等								
支援内容								
心身の発達に心配があるまたは障がいがある児童の発達を促すために必要な療育・訓練を提供するとともに保護者等からの相談支援を行います。また、就園・就学に関する相談支援も行います。								
児童福祉法による通所受給者証所持者: 特定しない その他支援: 松阪市内								
受付時間								
平日のみ 9時00分～17時00分 療育訓練支援及び相談支援は要予約								
料金								
療育訓練支援利用: 児童福祉法の規定による利用者負担あり その他支援: 無料								
所在地								
松阪市下村町875番地1								
電話/FAX								
電話0598-30-4411 FAX0598-30-4433								
電子メール								
<a href="mailto:kod.dev.c@city.matsusaka.mie.jp">kod.dev.c@city.matsusaka.mie.jp</a>								
ホームページ								
<a href="http://www.city.matsusaka.mie.jp">http://www.city.matsusaka.mie.jp</a>								